

令和3年度能登町における障害者就労施設等からの物品等調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、以下のとおり障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、もって本町における障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進を図る。

1 調達の推進を図る組織

この方針は、能登町のすべての機関が物品等を調達する場合に適用する。

2 対象となる障害者就労施設等

法第2条第4項に規定する障害者就労支援施設等であって、能登町内に所在するもの（以下「施設等」という。）とする。（別記1）

3 調達を推進する物品等

施設等が供給するすべての物品等とする。（別記2）

4 調達推進のための基本的な考え方

各機関は、施設等の受注機会の増大を図るため、予算の適正な執行に配慮しつつ、物品等の調達に関する他の施策との調和を図りながら、施設等からの調達機会の増大に努める。調達に当たっては、施設等や物品等を限定することなく、幅広い分野からの調達に努める。

5 具体的な取組事項

（1）推進体制の整備

本調達方針の推進にあたり、必要に応じて庁内連絡会議を開催し、全庁的な連絡調整、物品等に関する情報の共有等を図る。

（2）施設等が提供可能な物品等の情報提供

健康福祉課は、各機関が調達の推進を円滑に行うために、施設等が供給可能な物品等の把握に努め、適宜情報提供を行う。

（3）随意契約の活用

各機関は、地方自治法施行令及び町財務規則に基づく随意契約の活用等により、物品調達機会の拡大に努める。

（4）障害者就労施設等への配慮

各機関は、物品等の調達にあたり、施設等の障害特性等に留意した納期を設定する等の配慮を行う。

6 調達目標額

当該年度における調達目標額は、「3 調達を推進する物品等」に掲げる物品等について、当該年度の予算の範囲内において、可能な限り調達に努めるものとし、具体的な金額の設定を行わないものとする。

7 調達実績の公表

健康福祉課は、会計年度終了後に、法第9条5項に基づき、その実績の概要を公表する。

別記1 法第2条第4項に規定する障害者就労施設等一覧

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

①就労移行支援事業所

②就労継続支援A・B型事業所

③生活介護事業所

④障害者支援施設

（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

⑤地域活動支援センター

⑥小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

①障害者の雇用の促進等に関する法律における特例子会社

②重度障害者多数雇用事業所

※重度障害者多数雇用事業所の要件

・障害者の雇用者数が5人以上

・障害者の割合が従業員の20%以上

・雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者、精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

①自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者

（在宅就業障害者）

②在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

別記2 障害者就労施設等が提供可能な物品・役務の例

(1) 物品

・啓発用物品

・食品類（弁当・焼き菓子など）

・小物類（布巾、たわしなど） など

(2) 役務

・公園等の屋外清掃や除草

・軽作業（袋詰めなど） など